

# 自転車 安全利用 五則

かぶって守ろう!



## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはなりません。車道の左側を走りましょう。

ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

### 例 外

- 普通自転車歩道通行可の標識があるとき



### 標識がないときでも

- 子供(13歳未満)
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

## 3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

## 4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。

## 5 ヘルメットを着用



2023年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。自転車に乗っていて事故にあい、死亡した人の半数以上が、頭部に致命傷を負っていました(2021~2023年中・兵庫県内統計)。ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。

## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

標識などがなくても、見通しの悪い場所では徐行して左右の安全確認をしましょう。



# 兵庫県では自転車保険の加入は義務です!



## 自転車保険に加入しましょう!

# ひょうごのけんみん自転車保険制度

(自転車総合保険)(傷害総合保険)

兵庫県交通安全協会では兵庫県民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。  
自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!

### 入会簡単!

ネットで24時間受付。  
ホームページより  
簡単にご入会できます。

### 家族全員をサポート!

どのプランも、ご家族全員が賠償責任  
補償保険金額1億円以上と示談交渉  
サービス(国内のみ)の対象となります。

### 年齢制限なし!

ある日突然、あなたが自転車事故の加害者になってしまうかもしれません…  
事故が起こってしまう前にしっかり備えておきませんか?



未成年のお子さまが  
自転車に乗る際は、  
**保護者の責任で**  
自転車損害賠償保険等に  
加入しなければなりません。



保護者の方も  
自転車に乗る際は、  
自転車損害賠償保険等に  
加入しなければなりません。

### 高額賠償事例

加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。

男子小学生が女性と衝突。  
女性が意識不明となり、  
事故を起こした小学生の母親  
に9,521万円の賠償を命令

賠償額

約9,500万円

神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決

実際に  
このような事故が  
起こっています!

死傷者の半数以上は  
未成年と高齢者です。

詳しくは下記のホームページをご確認ください

ひょうごのけんみん自転車保険

検索

モバイルは  
こちら



### お問い合わせ先

【受付時間】

平日：午前9時～午後5時

### ご加入を希望される方

契約変更・口座振替に関する

お問い合わせは…幹事取扱代理店

### 保険の内容に関する

お問い合わせは…引受保険会社

一般社団法人 自転車安全対策協議会 事業部  
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号



0570-031965

WEB上のお問い合わせフォームからご照会  
いただけます。  
ご照会の内容にメールにてご回答いたします。

スマートフォンの方  
はこちら



損害保険ジャパン株式会社  
神戸支店 法人第一支社  
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17  
損保ジャパン神戸ビル

TEL 078-333-2640

FAX 078-333-2674

○取扱団体 一般財団法人 兵庫県交通安全協会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号

一般財団法人 兵庫県交通安全協会

SJ23-13340 (2024/01/17)